

会場を変更しました

『レーン・宮沢事件』上映&講演会

戦争する国の監視社会づくり

— 共謀罪・盗聴法・マイナンバー制度 —

1月31日(日) 14:00～16:30

阿久比町中央公民館 大会議室 301

阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

0569-48-1111(代表)

参加費無料

第1部

「レーン・宮沢事件もうひとつの12月8日」上映

知られざる日本の歴史的事件を掘り起こした衝撃作。
安倍改憲・秘密保護法(軍機保護法)復活の今こそ観て
ほしいドキュメンタリー映画。

(50 分間)



第2部



講演

期待される弁護士会の新星!

名古屋第一法律事務所
きょうすけ

中川匡亮氏



「共謀罪って何?あなたも逮捕されるかも」

主催: 「秘密保護法の廃止を求める知多の会」 連絡先: 近藤(090-5868-3673)

<レーン・宮沢事件とは>～秘密保護法とソックリ!?軍機保護法～

2014年12月に施行された、秘密保護法。

秘密保護法とソックリな戦前の悪法・軍機保護法施行下で起こった「レーン・宮沢事件」を追った映像作品『レーン・宮沢事件—もうひとつの12月8日』を上映し、「スパイ」が捏造される国家秘密体制とは何なのかを、映像を通して考えてみたい。

太平洋戦争開戦日の1941年（昭和16年）12月8日、北大工学部2年の宮沢弘幸さんと、北大予科の英語教師ハロルド・レーンさん、妻のポーリンさんの三人が軍機保護法違反などの疑いで逮捕され、それぞれ懲役12年から15年の刑を受けた事件。当時、リンドバーク大佐の飛来などで根室の海軍飛行場の存在が既に知れ渡っていたにもかかわらず、宮沢さんがレーン夫妻に直接話したことが、軍事機密の漏洩とされた。宮沢さんは、網走刑務所に収監され「非国民」として激しい拷問を受けた。1945年10月、釈放されたが、獄中で結核を患い、1年4ヶ月後死亡した。



<共謀罪とは>

—特定秘密保護法、安保関連法の次は「共謀罪」の創設か—

「犯罪を実行しなくても事前にその犯罪について話し合った（謀議した）だけで、罪に問われてしまう」という、恐ろしい法律です。会合等で直接話し合うほか、電話やメールによるやりとりであっても、共謀罪と解釈されることもあるのです。

一番の問題点は、なんといっても、その適用範囲が広いこと。この「共謀罪」の対象になるのは、4年以上の懲役または禁固にあたる犯罪すべてです。万引き、窃盗、酒の無免許製造、詐欺、脱税、もうちょっとした「犯罪」なら、ほとんどが対象になってしまうのです。よく例に出される話ですが、住民運動で「マンション建設反対を目的として座り込みの相談」をしただけでも、この共謀罪に問われかねません。

パリの同時多発テロ事件を受け、自民党の谷垣禎一幹事長は2015年11月17日、テロ撲滅のためには「共謀罪」の創設が必要との認識を示し、「来年5月に日本は伊勢志摩サミット（主要国首脳会議）を開く。前から（共謀罪を含めた）法改正は必要と思っている」と強調しました。

政府・自民党は「テロ対策」を名目に行っているが、過去に3度も国会提出されてきたことから、テロ対策がこじつけに過ぎないことは明白です。



平和じゃなきゃ、ランチもコンサートも行けなくなるよね。こどもや孫たちのためにも、私たちが騙されないよう勉強しなくちゃね。

共謀罪って、実行してないのに『話し合いと合意』だけで逮捕されということなの？そんなの有り？
中川弁護士、教えてー。

今、「アベ政治を許さない」ってみんなで盛り上がりつつあるんだけど、ひょっとしてわたしたちも監視されているの？壁に耳あり障子に目ありってこと？

「阿久比町中央公民館」地図



心の中にまで警察の手が...

